

# ○登録政治資金監査人への周知文書（案）

委員限り

資料A 別紙3

政 適 委 第 号  
平成26年12月 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会  
委員長 ○ ○ ○ ○

個別の指導・助言の時期  
に関する説明

## 政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび、当委員会では、収支報告書及び政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、政治資金監査の更なる質の向上を図るための取組を実施することといたしました。

具体的には、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について当委員会への報告を求め、当該報告に基づき、関係する登録政治資金監査人の皆様に対して個別に指導・助言を行うこととしております。

個別の指導・助言は、平成26年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とするものであり、実施時期については、都道府県選挙管理委員会及び総務省による報告、当委員会における審議等を経ることから、平成26年分の収支報告書（定期分）の要旨の公表期限である平成27年11月末以降としております。

なお、この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起としてお示しするものであります。政治資金監査は法令に基づき適確に行う必要があり、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）に掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを見直し、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

この内容を含め、政治資金監査に関するご質問等がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なくお問い合わせください。

また、平成27年度フォローアップ研修の日程等は、平成27年3月末までに当委員会ホームページに掲載いたしますので、是非ご参加ください。

個別の指導・助言を実施  
する趣旨

総務省政治資金適正化委員会事務局  
電話 03-5253-5598（直通）  
FAX 03-5253-5584